

第 32 回オリンピック競技大会（2020/東京）

障害馬術競技 代表人馬選考基準

大会期日：2021 年 7 月 23 日～8 月 8 日

平成 31 年 3 月 7 日 発表

令和 2 年 6 月 25 日 改定

公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という）へ推薦する代表人馬は、評価委員による審査をもとに編成方針に従って監督が選考し、オリンピック対策会議で審議を経て、理事会の承認をもって決定する。代表人馬の発表は 2021 年 6 月中旬を予定。

目標は団体メダル獲得とする。

1. 編成方針

2020 年のオリンピック競技大会障害馬術競技において無過失で完走することが期待でき、実施スケジュールに耐え得るスタミナと屈強な体力を持ち合わせた人馬をもってチームを編成する。

2. 選考の対象（以下の 4 項目をすべて満たすこと）

- ・ 2020 年 1 月 10 日までに所定の書式により日本馬術連盟（以下「JEF」という）宛にオリンピック競技大会への出場希望を表明した選手
- ・ 2021 年 6 月 1 日時点で、オリンピック競技大会の出場最低基準（MES、Confirmation Result 含む）を満たし、ナショナルチームメンバーとして認定されている人馬
- ・ 2021 年 1 月 15 日までに FEI パスポート上の所有者国籍が日本となっている馬匹で、2021 年 1 月 31 日時点で JEF 登録がある馬匹
- ・ JOC の定める期日までに最新の候補者台帳及び必要書類の提出、派遣手続きが完了している選手（詳細別途通知）

3. 選考の方法と基準

- (1) 2020 年 1 月 1 日から 2021 年 6 月 13 日の期間に海外で開催されるアウトドアの CSI3* 以上の競技会（グランプリ競技およびネーションズカップ競技）における成績、パフォーマンス、馬の健康状態、選手の健康状態、チームスピリットや振る舞いなどを総合的に評価する。競技会における評価は予選競技を参考にすることもある。

なお、指名された人馬は、2021 年に日馬連が指定する競技に出場することが義務付けられる。

評価における着目点は以下の通りだが、これに限定するものではない。

- ・ 160cm クラスの競技において、障害間の歩数、スピード、踏み切り位置などを自在にコントロールし、安定したコース走行ができうるか
- ・ 特定のタイプの障害物に対して拒否反応を示していないか

(2) 評価委員

- ・ 監督
- ・ ジェネラルマネージャー

・シニアマネージャー

(3) 選考期日

JOC への推薦締切日（6 月中旬予定）あるいは輸出検疫準備締め切りのいずれか早い期日に代表 3 人馬、リザーブ 1 人馬および補欠 1 人馬を選考する。

4. 評価委員の権限

- ・選考基準に基づく代表 3 人馬およびリザーブ 1 人馬の選考、およびオリンピック対策会議への推薦
- ・必要に応じた予備馬の選考
- ・代表人馬とリザーブ／補欠人馬との入れ替え
- ・JEF が指名する獣医師による、代表候補馬の健康確認のための検査の実施（随時）

5. 申込み

- (1) **2020 年 1 月 10 日（金）** までに参加意思表明を行った選手は、2021 年 1 月 31 日までに候補馬匹申告書を改めて提出すること。
- (2) 所定の書式に必要事項を記載し、提出すること。なお、書式は当連盟 Web サイトからダウンロードすること。
送付先： 〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 6F
公益社団法人 日本馬術連盟 障害馬術担当
FAX : 03-3297-5617

6. その他

- (1) 参加意思表明を提出した選手が、強化活動を中断あるいは停止することとなった場合、すみやかに障害馬術本部に提出すること。
- (2) 代表人馬に選考されても、監督が選手あるいは馬匹の健康状態に不安があると判断した場合、リザーブ／補欠人馬との入れ替えを行う。
- (3) 「JEF ナショナルチームの行動方針」「JEF 倫理規程」および JOC の諸規程に反する行為があった場合は、選考の対象から外しチームメンバーの認定を取り消す。
- (4) 代表／リザーブ選手の予備馬は、日本への輸出検疫所に入厩させることができる。ただし入れ替えを行わなかった場合、日本には輸送しない。
- (5) 補欠人馬の有効期限は最終エントリーあるいは輸出検疫に入るいずれかの早い期日までとする。
- (6) オリンピック競技大会に向けての強化合宿を実施する場合がある。実施が決定した場合は対象者に速やかに連絡する。
- (7) 新型コロナウイルス感染拡大等、不測の事態が生じた場合は、本選考基準の見直しを含めて監督が検討し、必要に応じてオリンピック対策会議の審議を経て、理事会の承認をもって決定する。